令和4年2月24日開会

令和4年第1回

杵築市議会定例会議案

目 次

議案第1号	令和4	年度杵築市-	-般会計予算
MX / X / Y Y	14 (1 H T		//A A PI 1 7T

- 予算書1ページー

議案第2号 令和4年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計予算 - 特別会計予算書1ページ-

議案第3号 令和4年度杵築市国民健康保険特別会計予算 - 特別会計予算書 5 ページー

議案第5号 令和4年度杵築市介護保険特別会計予算 - 特別会計予算書 13ページー

議案第6号 令和4年度杵築市農業集落排水事業特別会計予算 - 特別会計予算書 17ページー

議案第7号 令和4年度杵築市水道事業会計予算 - 公営企業会計予算書 1 ページー

議案第8号 令和4年度杵築市工業用水道事業会計予算 - 公営企業会計予算書 3 ページ-

議案第9号 令和4年度杵築市下水道事業会計予算 - 公営企業会計予算書 5 ページ-

- 議案第10号 令和4年度杵築市立山香病院事業会計予算 公営企業会計予算書 7ページー
- 議案第11号 令和3年度杵築市一般会計補正予算(第13号)

- 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ -

- 議案第12号 令和3年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正 予算(第5号) - 横正予算書 11ページー
- 議案第13号 令和3年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) - 補 ェ 予 算 書 15 ペ - ジ -
- 議案第14号 令和3年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) - 補 正 予 算 書 19 ペ - ジ -
- 議案第15号 令和3年度杵築市介護保険特別会計補正予算(第2 号) - 補 ェ 予 算 書 23 ページ -
- 議案第16号 令和3年度杵築市農業集落排水事業特別会計補正予 算 (第2号) - 補 エ 予 算 書 27 ペ ー ジ ー
- 議案第17号 令和3年度杵築市水道事業会計補正予算(第4号) - 補 正 予 算 書 29 ペ ー ジ -
- 議案第18号 令和3年度杵築市立山香病院事業会計補正予算(第 5号) - 補 エ 予 算 書 31 ペ - ジ -

議案第19号 杵築市印鑑条例の一部改正について

- 議 案 書 6 ペ ー ジ ー

- 議案第20号 杵築市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に ついて - 職 案 書 8 ページー
- 議案第21号 杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償等に関する条例の一部改正について

- 議 案 書 11 ペ ー ジ -

- 議案第22号 杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 について - 職 案 書 14 ページ -
- 議案第23号 ふるさと杵築応援基金条例の一部改正について - ** * * * 17ページー
- 議案第24号 杵築市行政財産使用料条例の一部改正について - 議 案 書 19ページ-
- 議案第25号 杵築市分担金徴収条例の一部改正について - 議 案 書 22 ページ -
- 議案第26号 杵築市子どもの居場所b & g きつき条例の制定について 職 案 書 26 ページー
- 議案第27号 杵築市国民健康保険税条例の一部改正について - 議 案 書 30 ページ -

- 議案第28号 杵築市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正 について - ※ * * 34ページー
- 議案第29号 杵築市農業集落排水施設条例及び杵築市農業集落排 水事業分担金徴収条例の一部改正について

- 議 案 書 36 ペ ー ジ -

議案第30号 杵築市消防団条例の一部改正について

- 議 案 書 38 ペ ー ジ ー

- 議案第31号 杵築市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について 職 案 書 40 ページー
- 議案第32号 杵築市立幼稚園条例の一部改正について

- 議 案 書 42 ペ ー ジ -

- 議案第33号 杵築市ケーブルネットワーク施設の指定管理者の指 定について - 職 案 書 44 ペ - ジ -
- 議案第34号 市道の路線認定について 農業書46ページー
- 議案第35号 杵築市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の 取消しについて - 職 案 書 49 ページー
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度杵築市一般会計補正予算(第11号) - 職業書 51ページー

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度杵築市一般会計補正予算(第12号)) - 職 案 書 52ページー

報告第3号 専決処分の報告について - 職 案 書 53 ページ -

報告第4号 専決処分の報告について - 農業書56ページー

議案第19号

杵築市印鑑条例の一部改正について

杵築市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

杵築市印鑑条例の一部を改正する条例

杵築市印鑑条例(平成17年杵築市条例第17号)の一部を次 のように改正する。

第7条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を 第6号とする。

第11条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号

杵築市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に ついて

杵築市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を 次のように定める。

令和4年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

杵築市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例

杵築市職員の育児休業等に関する条例(平成17年杵築市条例 第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第20条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日 数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める」に改 め、同号ア及びイを削る。

第24条を第26条とし、第23条の次に次の2条を加える。 (妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

- 第24条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由 として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないように しなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第25条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われる ようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第21号

杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償等に関する条例の一部改正について

杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償等に関する条例の一部を改正する条例

杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年杵築市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表中

Γ

環境保全審議会委員	日額	4,500円
-----------	----	--------

」を

Γ

環境保全審	学識経験者	日額	10,	000円
議会委員	委員			
	委員	日額	4,	500円

」に、

Γ

学校薬剤師	小学校	年額1校	15,	000円
		当たり		
	中学校	年額1校	15,	000円
		当たり		
	学校給食セ	年額1施	15,	000円
	ンター調理	設当たり		
	場			

」を

Γ

学校薬剤師	小学校	年額1校	20,	000円
		当たり		

中学校	年額1校	20,	000円
	当たり		
学校給食セ	年額1施	20,	000円
ンター調理	設当たり		
場			

」に

改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第22号

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 について

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 を次のように定める。

令和4年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改 正する条例

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年杵築市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(6) 災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当 第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次 の1条を加える。

(災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当)

- 第8条 災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当は、次に掲 げる作業に従事したときに支給する。
 - (1) 道路、河川、市有施設等において豪雨等異常な自然現象により、重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において行う巡回監視又は重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査(以下この条において「応急作業等」という。)
 - (2) 前号に掲げる作業に準ずると市長が認める作業
- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。
 - (1) 前項第1号の巡回監視 350円
 - (2) 前項第1号の応急作業等 530円
 - (3) 前項第2号の作業 530円の範囲内において、それ ぞれの作業に応じて市長の定める額
- 3 同一の日において、前項第1号に掲げる場合及び第2号に掲 げる場合に該当するときにあっては、第2号に定める額を手当 の額とする。

附 則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第23号

ふるさと杵築応援基金条例の一部改正について

ふるさと杵築応援基金条例の一部を改正する条例を次のように 定める。

令和4年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

ふるさと杵築応援基金条例の一部を改正する条例

ふるさと杵築応援基金条例(平成20年杵築市条例第36号) の一部を次のように改正する。

第2条中「寄附金の額」の次に「のうち一般会計歳入歳出予算 (以下「予算」という。) で定める額」を加える。 第4条及び第5条中「一般会計歳入歳出」を削る。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第24号

杵築市行政財産使用料条例の一部改正について

杵築市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように 定める。

令和4年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

杵築市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

杵築市行政財産使用料条例(平成17年杵築市条例第84号) の一部を次のように改正する。

別表中

Γ

1回につき	利用者が他市町村の住民
一般	等の場合は、1回につき
2 2 0)円 一般は330円、小中学
小中学生	生は110円とする。
1 1 0	円

」を

Γ

一般の利用者が他市町村
の住民等の場合は、1人
1回につき330円、回
数券(12回分)を3,
300円とする。

」に

改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第25号

杵築市分担金徴収条例の一部改正について

杵築市分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

杵築市分担金徴収条例の一部を改正する条例

杵築市分担金徴収条例(平成17年杵築市条例第86号)の一 部を次のように改正する。

別表中

Γ

分担金を徴り	分担金を徴収する事業		付記
土地改良事業	農道舗装事	原材料費の1	市が原材料を
	業	00分の30	支給し、地元
			が施工する事
			業
	ほ場整備事	総経費の10	
	業	0分の60	
	かんがい排	総経費の10	
	水事業	0分の60	
	農地造成事	総経費の10	
	業	0分の100	
	土地改良総	総経費の10	
	合整備事業	0分の65	
		総経費の10	農業用用排水
		0分の33.	施設整備、暗
	基盤整備促	3 3	渠排水整備、
	進事業		区画整理
		総経費の10	農道整備(幹
		0分の0	線農道)
	小規模緊急	総経費の10	
	ため池整備	0分の33.	

事	業	3 3	
---	---	-----	--

を

Γ

分担金を徴り	収する事業	分担金の率等	付記
土地改良事業	農道舗装事	原材料費の1	市が原材料を
	業	00分の30	支給し、地元
			が施工する事
			業
	ほ場整備事	総経費の10	
	業	0分の60	
	かんがい排	総経費の10	
	水事業	0分の60	
	農地造成事	総経費の10	
	業	0分の100	
	土地改良総	総経費の10	
	合整備事業	0分の65	
	基盤整備促	総経費の10	農業用用排水
	進事業	0分の33.	施設整備、暗
		3 3	渠排水整備、
			区画整理
		総経費の10	農道整備(幹
		0分の0	線農道)
	小規模緊急	総経費の10	
	ため池整備	0分の33.	
	事業	3 3	
	農地耕作条	総経費の10	
1	Į.	l .	ı

	件改善事業	0分の32.	
		2 5	
地域農業水利施設保全対策		総経費の10	農業用用排水
事業		0分の32.	施設の更新
		2 5	

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第26号

杵築市子どもの居場所 b & g きつき条例の制定について

杵築市子どもの居場所 b & g きつき条例を次のように定める。

令和4年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

杵築市子どもの居場所b&gきつき条例

(設置)

- 第1条 児童の安心安全な居場所の提供及び将来の自立に向けて 生き抜く力の育成を図ることを目的に、杵築市子どもの居場所 b & g きつき (以下「b & g きつき」という。) を設置する。 (位置)
- 第2条 b & g きつきの位置は、杵築市大字杵築234番地とする。

(事業)

- 第3条 b & g きつきは、第1条に規定する設置目的を達成する ため、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 児童の安心安全な居場所及び食事の提供に関すること。
 - (2) 基本的な生活習慣の習得支援及び生活指導に関すること。
 - (3) スポーツ活動、創作活動及び交流活動等の児童の自立 する力の育成に関すること。
 - (4) その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(職員)

- 第4条 b & g きつきに必要な職員を置くことができる。 (休館日)
- 第5条 b & g きつきの休館日は、次のとおりとする。ただし、 市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨 時に休館することができる。
 - (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和2 3年法律第178号)に規定する休日
 - (2) 12月29日から翌年1月3日まで

(開館時間)

第6条 b & g きつきの開館時間は、午後4時から午後9時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(利用者の範囲)

- 第7条 b&gきつきは、次に掲げる者が利用することができる。
 - (1) 杵築市内に居住するすべての小学生
 - (2) 前号に掲げる者のほか、市長が利用することを認めた 者

(利用の届出等)

- 第8条 b & g きつきを利用しようとする前条第1号の小学生の 保護者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の許可をする場合において、b & g きつきの管理運営上必要があると認めるときは、許可に条件を付すことができる。

(利用許可の制限)

- 第9条 市長は、b & g きつきを利用しようとする者が次の各号 のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないことができる。
 - (1) 利用の目的が b & g きつきの設置目的に反するとき。
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (3) b & g きつきの施設、設備等を汚損し、又は滅失する おそれがあるとき。
 - (4) その他b&gきつきの管理運営上支障があるとき。

(使用料)

第10条 b&gきつきの使用料は、無料とする。

(利用許可の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認

めるときは、利用の許可を取り消し、又は施設の利用を停止し、 若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により利用の許可を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) その他市長が管理上必要があると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定による利用許可の取消し等によって利用 者が損害を受けても、その賠償の責めを負わない。

(損害賠償等)

第12条 故意又は過失により、b&gきつきの施設、設備等を 損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損 害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第27号

杵築市国民健康保険税条例の一部改正について

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように 定める。

令和4年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

杵築市国民健康保険税条例(平成17年杵築市条例第129号)の一部を次のように改正する。

「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民 健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、 「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康

保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第3条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。 第5条第1号中「第24条」を「第24条第1項」に改める。 第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第14条第1項中「月割り」を「月割」に、「同条」を「その減額後」に改め、同条第2項から第8項までの規定中「月割り」を「月割」に改める。

第24条中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に 改め、同条に次の1項を加える。

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する 日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学 児」という。) がある場合における当該納税義務者に対して課 する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学 児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減 額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等 割額)に限る。) は、当該被保険者均等割額から、次の各号に 掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得 た額とする。
 - (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者 均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就 学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,90 0円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,50 0円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,4 00円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,000円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、 それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,05 0円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,75 0円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,80 0円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,500円 第24条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1 号」を「前条第1項第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「第3号において同じ。)」の次に「及び」を加える。

第25条第1項第3号イ(ア)中「健康保険法」の次に「(大正11年法律第70号)」を加え、同号イ(イ)中「船員保険法」の次に「(昭和14年法律第73号)」を加え、同号イ(ウ)中「国家公務員共済組合法」の次に「(昭和33年法律第128号)」を、「地方公務員等共済組合法」の次に「(昭和37年法律第152号)」を加える。

附則第8項中「第24条」を「第24条第1項」に、「第70

3条の5」を「第703条の5第1項」に改める。 附則第9項、第10項及び第12項から第19項までの規定中 「第24条」を「第24条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (適用区分)
- 2 この条例による改正後の杵築市国民健康保険税条例の規定は、 令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令 和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例に よる。

議案第28号

杵築市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正 について

杵築市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 を次のように定める。

令和4年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

杵築市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改 正する条例

杵築市県営土地改良事業分担金徴収条例(平成17年杵築市条 例第147号)の一部を次のように改正する。

別表危険ため池整備事業の項、同表地域ため池総合整備事業の項及び同表農村地域防災減災事業の項中「6.66」を「0」に改め、同表に次のように加える。

農業水利施設保全	100分の20.00	農業用用排水施設
合理化事業		の更新又は改良

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第29号

杵築市農業集落排水施設条例及び杵築市農業集落排 水事業分担金徴収条例の一部改正について

杵築市農業集落排水施設条例及び杵築市農業集落排水事業分担 金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

杵築市農業集落排水施設条例及び杵築市農業集落排 水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

(杵築市農業集落排水施設条例の一部改正)

第1条 杵築市農業集落排水施設条例 (平成17年杵築市条例第 157号) の一部を次のように改正する。

第3条の表立石地区農業集落排水施設の項を削る。

第17条を削り、第18条を第17条とし、第19条から第 28条までを1条ずつ繰り上げる。

別表の1を削り、別表の2を別表の1とする。

(杵築市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第2条 杵築市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成17年杵 築市条例第158号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「立石地区農業集落排水施設の区域にあっては9万円、大田地区農業集落排水施設及び中渓地区農業集落排水施設の区域にあっては」を削り、同条第2項中「第22条第1項」を「第21条第1項」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第30号

杵築市消防団条例の一部改正について

杵築市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

杵築市消防団条例の一部を改正する条例

杵築市消防団条例(平成17年杵築市条例第186号)の一部 を次のように改正する。

第10条第1項ただし書中「水火災その他災害」を「災害(水 火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。) の発生」に改める。

第12条を次のように改める。

(報酬)

第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

- 2 団員には、別表第1により年額報酬を支給する。
- 3 団員が災害及び訓練の職務に従事する場合においては、別表 第2により出動報酬を支給する。

別表の報酬(年額)の欄中「37,000円」を「45,500円」に、「34,000円」を「38,000円」に、「25,000円」を「37,000円」に、「23,000円」を「36,500円」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第12条関係)

区分			梅子	
災害の場合	1日につき	4時間未満	3,	000円
		4時間以上7時	G	0 0 0 111
		間45分未満	ο,	000円
		7時間45分以	8 0 0 0 1	0 0 0 111
		上	ο,	000円
訓練の場合	1回につき		3,	000円

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第31号

杵築市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につ いて

杵築市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次 のように定める。

令和4年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

杵築市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す る条例

杵築市消防団員等公務災害補償条例(平成17年杵築市条例第 188号)の一部を次のように改正する。 第3条第2項ただし書を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又 は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この 条例の施行の日(次項において「施行日」という。) 以後も、 なお従前の例により担保に供することができる。
- 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する 法律(令和2年法律第40号)附則第70条第1項及び第71 条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である 障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、な お従前の例により担保に供することができる。

議案第32号

杵築市立幼稚園条例の一部改正について

杵築市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

杵築市立幼稚園条例の一部を改正する条例

杵築市立幼稚園条例(平成17年杵築市条例第194号)の一部を次のように改正する。

別表杵築市立熊野幼稚園の項及び杵築市立豊洋幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第33号

杵築市ケーブルネットワーク施設の指定管理者の指 定について

次のとおり杵築市ケーブルネットワーク施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

- 1 公の施設の名称 杵築市ケーブルネットワーク施設
- 2 指定管理者となる団体の名称一般財団法人 杵築市総合振興センター
- 3 指定管理者となる団体の住所 大分県杵築市大字杵築377番地1
- 4 指定の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第34号

市道の路線認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、市道の路線を次のように認定する。

令和4年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

1 認定する路線

路線名	延長	幅員	起 点	洪士
	(ルートル)	(メートル)	終点	備考
宗近迫谷線	200.0	2.5~	杵築市大字南杵築字迫谷 1988 番 1 地先	
	200.0	6.5	杵築市大字南杵築字迫谷 1979 番 1 地先	

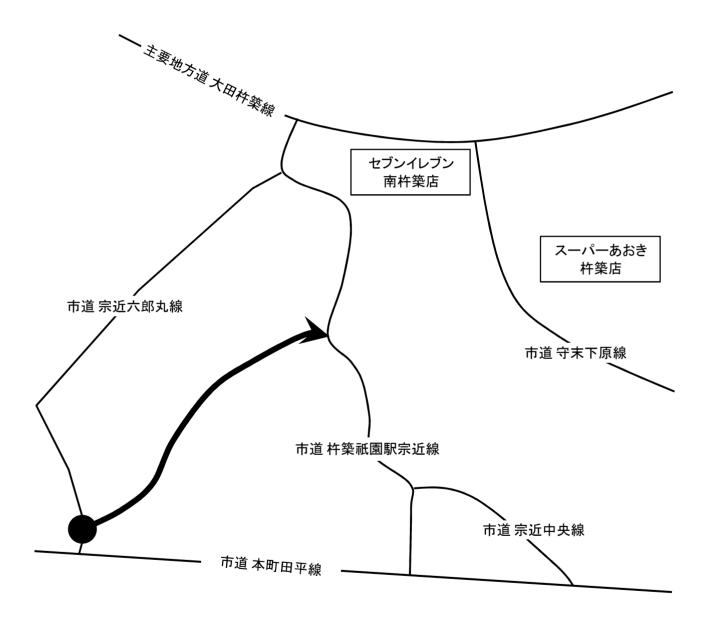
認定

 むねちかさこだにせん

 宗 近 迫 谷 線

L = 200.0mW = 2.5m \sim 6.5m





議案第35号

杵築市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の 取消しについて

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第3条第5項において準用する同条第3項の規定により、杵築市が処理する事務のうち特定のものを取り扱わせる郵便局の指定を取り消すことについて、議会の議決を求める。

令和4年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

- 1 指定を取り消す郵便局の名称
 - (1) 八坂郵便局
 - (2) 杵築東郵便局
 - (3) 北杵築郵便局
 - (4) 守江郵便局
 - (5) 東山香郵便局
 - (6) 上村郵便局
 - (7) 山浦郵便局
 - (8) 立石郵便局
- 2 指定を取り消す日令和4年3月31日

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和3年度杵築市一般会計補正予算(第11号)・・・別冊

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和3年度杵築市一般会計補正予算(第12号)・・・別冊

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

専 決 処 分 書

本市職員が公務中に起こした物損事故について、地方自治法第 180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年1月26日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、物件に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

- 1 損害賠償の相手方 住 所 ■■■■■■■■■■■■ 氏 名 ■■■
- 2 事故発生年月日 令和3年12月7日
- 3 事故発生場所 杵築市大字南杵築1671番地3 杵築郵便局 駐車場
- 4 事故原因•状況

上記場所にて、本市職員が公用車をバックで出庫しようとした際、隣に駐車中の相手方車両右後部と公用車左前方部が接触し、損傷させた。

5 示談の内容及び損害賠償の額

事故の責任割合は市が100%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料121,481円を支払う。

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

専 決 処 分 書

本市が管理する市道上で発生した物損事故について、地方自治 法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年2月1日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、相手方に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償の相手方 住所 ■■■■■■■■■■■■■■■

氏名 ■■■■■■■

2 事故発生年月日 令和4年1月15日

3 事故発生場所 杵築市大田石丸字角石

市道 大田山香線

4 事故原因・状況

相手方車両が上記の道路を走行中、夜間のため道路上にあった落石の発見が遅れ、そのまま走行し、その落石が車両底部のオイルパンを破損させ、オイルが漏れ出した。

5 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は50%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料135,520円の50%である67,760円を支払う。